

(厚生労働委員会)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第百八十九回国会衆第四〇号）（衆議院提出）（本

院継続審査）要旨

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（本邦以外の地域において強制抑留中に死亡した者を含む。）の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

二 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。ま

た、国は、平成二十七年以降十箇年間に、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

四 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

五 国は、情報の収集等の推進及び遺骨の鑑定等に関する体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

六 国は、地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。また、国は、本邦以外の地域において、関係国の政府等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

七 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、当該業務を行う者として指定することができる。

八 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。